

つくばみらい市上下水道料金徴収等業務委託

公募型プロポーザル方式実施要領

令和6年10月

つくばみらい市 都市建設部 上下水道課

1. 趣旨

この要領は、つくばみらい市上下水道料金徴収等業務におけるお客様サービス等のより一層の向上を図るため、徴収業務等の受託を行うことのできる能力を有する民間事業者のうち、特に業務に対する意欲、資質及び技術的能力等が優れたものを公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定し、その者に徴収業務等を委託するために必要な手続き等について定めるものとする。

2. 委託業務概要

(1) 委託業務名

つくばみらい市上下水道料金徴収等業務

(2) 委託期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(3) 委託業務内容

- ア 上下水道料金徴収等業務
- イ 給水装置工事受付等業務
- ウ 排水設備工事受付等業務
- エ 前各号に掲げる業務に付帯する業務

※業務詳細については、別紙「つくばみらい市上下水道料金徴収等業務委託仕様書」を参照すること。

(4) 委託業務の区域

委託業務の区域は、市内及び市が定めた区域とする。

(5) 業務執行場所

つくばみらい市役所 谷和原庁舎2階 水道料金お客様センター

(6) 準備期間

契約締結日翌日から業務開始日前日までの期間は業務研修等の準備期間とし、業務体系の確立、電算処理等の確認を行う。なお当該期間に係る経費は、受託者の負担とする。

3. 提案見積金額の上限額

338,728,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く）以内とする。

上記金額は予算上限額であり、契約締結時の予定価格を示すものではない。

内訳（年度別上限額）

令和 7年度	67,745,600円
令和 8年度	67,745,600円
令和 9年度	67,745,600円
令和10年度	67,745,600円
令和11年度	67,745,600円

4. 問い合わせ及び提出先

本プロポーザルの手続き等に係る事務局

〒300-2492

つくばみらい市加藤237番地（谷和原庁舎2階）

つくばみらい市 都市建設部 上下水道課 庶務係

T E L 0297-58-2111（内線5311）

メー ル jyogesuidou01@city.tsukubamirai.lg.jp

5. 参加資格条件

参加資格は、次の各号に掲げる条件を満たしている者とする。

- (1) 令和5年度・令和6年度つくばみらい市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始申立てがなされていないこと。
- (4) つくばみらい市建設工事請負業者指名停止等措置要綱に基づく指名停止処分を受けていないこと。また、契約締結日までに、指名停止処分を受けたときは、参加資格を喪失するものである。
- (5) 個人情報の漏えい、滅失、き損、または改ざんの防止、その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができ、個人情報取り扱い等に関する認定（プライバシーマークやISMS情報セキュリティマネジメントシステム等の公的資格）を取得している者であること。
- (6) 委託業務内容と同等の徴収業務等を過去3年以上継続して受託し、かつ、当該委託業務の目的達成に必要な従事者を配置できること。
- (7) 常時雇用関係があり、かつ、徴収業務等について3年以上の実務経験を有する業務責任者を配置できる者であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員並びにつくばみらい市暴力団排除条例（平成24年条例第6号）第2条第3号に規定する暴力団員等と密接な関係を有するものが経営していない者又は事実上経営に参加していない者であること。

6. スケジュール

プロポーザルによる受託者の選定は、以下の日程により実施する。

項目	期限等
公募の開始	令和6年10月1日（火）

参加申込書の提出期間	令和6年10月1日（火）～令和6年10月8日（火）
参加資格確認結果の通知 及び業務提案書の提出要 請	令和6年10月9日（水）～令和6年10月15日（火）
質問受付期間	令和6年10月16日（水）～令和6年10月18日（金）
質問回答期限	令和6年10月24日（木）
辞退届提出期限	令和6年10月29日（火）
業務提案書・提案見積書 提出期間	令和6年10月30日（水）～令和6年11月1日（金）
プレゼンテーション参加 要請書の通知	令和6年11月5日（火）～令和6年11月12日（火）
プレゼンテーション及び ヒアリング	令和6年11月15日（金）（予定）
選定結果通知	令和6年11月26日（火）（予定）
契約内容に関する詳細打 合せ	令和6年11月下旬～令和6年12月下旬
契約締結	令和7年1月上旬
業務準備期間	令和7年1月中旬～令和7年3月下旬
業務開始	令和7年4月1日（火）

※注意点

- ・プレゼンテーション及びヒアリングの時間については、別途、連絡する。
- ・上記スケジュールは現時点での予定であり日程を変更する場合がある。

7. 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者（以下「参加申込事業者」という。）は、次のとおり参加申込書等を提出するものとする。

（1）提出期限

参加申込書は、「4. 問い合わせ及び提出先」記載の提出先に、令和6年10月8日（火）午後5時までに郵送（必着）又は持参すること。郵送の場合は配達されたことが証明できる方法とすること。

（2）提出書類

提出書類は、次のア～ク全て提出すること。なお、各様式を補完する書類の添付は妨げない。

- ア) プロポーザル参加申込書（様式第1号）
- イ) 会社概要等整理表（様式第2号）
- ウ) 財務状況等記載表（様式第3号）

※直近2ヵ年の各会計年度における決算書類（貸借対照表及び損益計算書）を添付すること。

エ) 受託実績表（様式第4号）

※受託実績を証明する契約書の写しを添付すること。

オ) 労働条件関係書類（労働関係に基づく各種規則や協定の整備状況が確認できる書類）

カ) 賠償保険加入状況関係書類（不測の事態に対応するための賠償保険の加入状況を確認できる書類）

キ) 直近の国税及び地方税に滞納がないことの証明書

ク) プライバシーマーク等の情報セキュリティ関連認証を取得していることが証明できる書類の写し

(3) 参加資格の確認及び結果の通知

参加申込事業者から提出された参加申込書及び添付書類に基づき、事務局により経営状況及び業務実績等の参加資格要件を確認する。応募書類の不備、欠格事由等に該当がなければ、参加申込事業者として選定する。選定結果は、プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第5号）により、令和6年10月15日（火）までにメールにより通知する。

なお、参加申込事業者として選定された事業者は、業務提案書等提出要請書（様式第6号）に基づき必要書類を提出するものとする。

8. 質問の受付及び回答

業務提案書等作成に係る質問は、質問書（様式第7号）により提出すること。質問の受付及び質問に対する回答については、電話等口頭による個別の対応は一切行わないものとする。

(1) 質問の受付期限

令和6年10月18日（金）午後5時までとする。

(2) 提出方法

電子メールとする。その際、件名は「上下水道料金徴収等業務委託質問書（参加事業者名）」とすること。電子メール送信後、送信した旨を電話にて提出先まで連絡すること。

(3) 回答方法

提出された質問についての回答は、令和6年10月24日（木）までに、全て市ホームページに掲載する。その回答をもって本要領の追加または修正とみなす。ただし、公表することが適切でないと判断される質問等については回答しない場合もある。

9. プロポーザルの途中辞退

参加申込事業者は、申出によりプロポーザルの参加を辞退することができる。

(1) 提出期限

令和6年10月29日（火）午後5時まで

(2) 提出書類

プロポーザル参加辞退届（様式第8号）により提出するものとする。

(3) 提出方法

郵送または持参とする。郵送の場合には配達されたことが証明できる方法とすること。

10. 業務提案書等の作成要領及び提出方法

参加申込事業者は、次のとおり業務提案書等を作成の上、期限までに提出すること。

(1) 提出期間

令和6年10月30日(水)～令和6年11月1日(金) ※最終日のみ午後5時まで

(2) 提出方法

持参とする。

(3) 提出書類及び提出部数

提出書類は次のとおりとする。なお各様式を補完する書類の添付は妨げない。

ア プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書(様式第9号)

1部

イ 業務提案書(様式第10号含む)

正本1部 副本7部

ウ 提案見積書(様式第11号) 代表者印を押印

1部

エ 提案見積書に係る積算内訳書(任意様式)

1部

(4) 業務提案書の作成形態

ア 業務提案書の書式は指定するもの以外は任意とする。

イ 業務提案書の表紙は業務提案書(様式第10号)を使用し、参加申込事業者名(正本にのみ記載すること)、提出日付、業務提案書ごとの通し番号を記入の上、頁の最初に目次を付け、各頁に番号を記入し、提出部数ごとに綴り提出すること。

ウ 正本、副本とは別に、業務提案書を電子データ(磁気媒体USB)に記録して1式添付すること。

エ 業務提案書等の作成にあたっては、使用言語は日本語、通貨は日本国通貨及び単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとし、日本産業規格A4版縦置き、横書きの左綴りで作成すること。このほか、文字の種類、体裁、配色等は、任意とする。

オ 業務提案書の内容に金額を記載してはならない。

(5) 業務提案書の内容

業務提案書の記載内容については、「11. 選定方法(3) プレゼンテーション及びヒアリングの審査基準」に規定する項目ごとに記載することとし、各項目には必ずNo. 1～20の番号を付番すること。

(6) 提案見積書

提案見積書(様式第11号)には、総額の見積金額を記載し、各年度の積算内訳書を添付すること。また、作成にあたっては、次の区分ア～エの見積額を必ず記載すること。

- ア 上下水道料金徴収等業務
- イ 給水装置工事受付等業務
- ウ 排水設備工事受付等業務
- エ 前各号に掲げる業務に付帯する業務

1 1. 選定方法

(1) 審査委員会

業務提案書等の審査及び最終受託候補者の選定は、つくばみらい市上下水道料金徴収等業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置して行う。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

業務提案書等が提出された後、審査委員会は、参加申込事業者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、プレゼンテーションは業務提案書等の受付順に実施する。

ア 実施日時

プレゼンテーション参加要請書（様式第12号）により令和6年11月12日（火）までにメールにより通知する。

イ 実施時間

プレゼンテーションは、各20分以内とする。プレゼンテーション終了後、ヒアリングを10分程度行う。

ウ 実施方法

プレゼンテーションは、電子機器等を用いて行うことができる。（本市がプロジェクター、スクリーンを用意するが、それ以外は参加申込事業者で用意すること。）

エ その他

業務提案書提出時に添付していない資料等を、新たに提出することはできないものとする。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの審査基準

審査委員会は、以下の審査基準に基づいて、公正かつ厳正に審査を行う。審査に当たっては、各委員の評価点を合計し、合計点の最高得点者を最終受託候補者とする。

ア 委員1人当たりの評価点の上限は300点とする。

イ 最高得点者が同点の場合は、審査委員の投票により決定する。

ウ 最高得点者が辞退又は失格となった場合には、次点者を最終受託候補者とする。

エ 応募が1事業者であっても審査し、適否を判断する。

オ 合計点が6割を超えない場合又は各審査項目において市の求める水準を満たしていない項目が1つでもある場合は失格とする。

※審査基準（総合計300点）

提案項目	提案内容（評価項目）	配点	合計点
------	------------	----	-----

会社概要及び 経営状況	1. 会社概要及び財務状況	20点	60点
	2. 業務受託実績	20点	
	3. コンプライアンス	20点	
業務体制及び執行計画	4. 研修体制	15点	60点
	5. 組織体制及び人員	15点	
	6. 業務執行計画	15点	
	7. 個人情報保護	15点	
検針・収納業務の執行 に関する計画	8. 検針・料金調定及び付随する業務	15点	65点
	9. 開閉栓業務	10点	
	10. 料金収納、消し込み、現金取り扱い管理	20点	
	11. 滞納整理	10点	
	12. 収納実績	10点	
個別事項の業務の執行 に関する計画	13. 量水器交換	10点	55点
	14. 給水装置及び排水設備工事受付	15点	
	15. 窓口等お客様対応	20点	
	16. その他の業務提案	10点	
信頼性提案	17. 緊急時の対応	20点	50点
	18. 緊急時・災害時の支援体制	15点	
	19. 過失に対する対応	15点	
プレゼン内容	20. 取組意欲	10点	10点

※採点方法

上記の審査基準に基づき、参加申込事業者及び審査項目ごとに採点する。ただし、1項目あたり10点～20点とし、次の基準により配点する。

評価	10点の項目	15点の項目	20点の項目
非常に優れている	9点又は10点	13点～15点	17点～20点
優れている	7点又は8点	10点～12点	13点～16点
普通	5点又は6点	7点～9点	9点～12点
やや劣る	3点又は4点	4点～6点	5点～8点
劣る	1点又は2点	1点～3点	1点～4点

12. 結果

- (1) 審査の結果は、全ての参加申込事業者に対して、合計点及び順位を記した文書により通知する。※令和6年11月26日（火）予定
- (2) 最終受託候補者に決定した事業者名を、市ホームページで公表する。
- (3) 審査結果に対する異議の申立て及び合計点、順位以外の評価内容の開示請求には応じない。

1 3. 契約の締結

- (1) 最終受託候補者の決定後、直ちに最終受託候補者と提案内容に関する詳細打合せ及び契約条件等について協議を行う。
- (2) 協議の結果、合意に達した場合は、直ちに契約を締結する。
- (3) 最終受託候補者との協議が成立しなかった場合及び瑕疵が判明した場合は、当該受託候補者との交渉を打ち切り、次点者と協議を行うものとする。

1 4. 失格

参加申込事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「7. 参加申込書等の提出 (3) 参加資格の確認及び結果の通知」の参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 業務提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような工作や不正な行為、外部圧力行為を行った場合
- (5) 審査委員会が不適格と認めた場合

1 5. その他事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、参加申込事業者の負担とする。
- (2) 提出書類の返却は行わない。
- (3) 提出書類は、当審査以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- (4) 提出書類は、つくばみらい市情報公開条例（平成18年3月27日条例第9条）に基づく情報公開請求の対象となる可能性がある。